

大分市告示第 552 号

騒音規制法（以下「法」とする。）第3条第1項の規定に基づく特定工場等から発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定すること並びに法第15条第1項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域を定めることについて、法第3条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

1 規制する地域

別図のとおり指定する。

旧野津原町全域（既に指定されている大字野津原の全域と大字廻栖野の一部を除く。）

2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る区域

第一号区域とする。

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。